

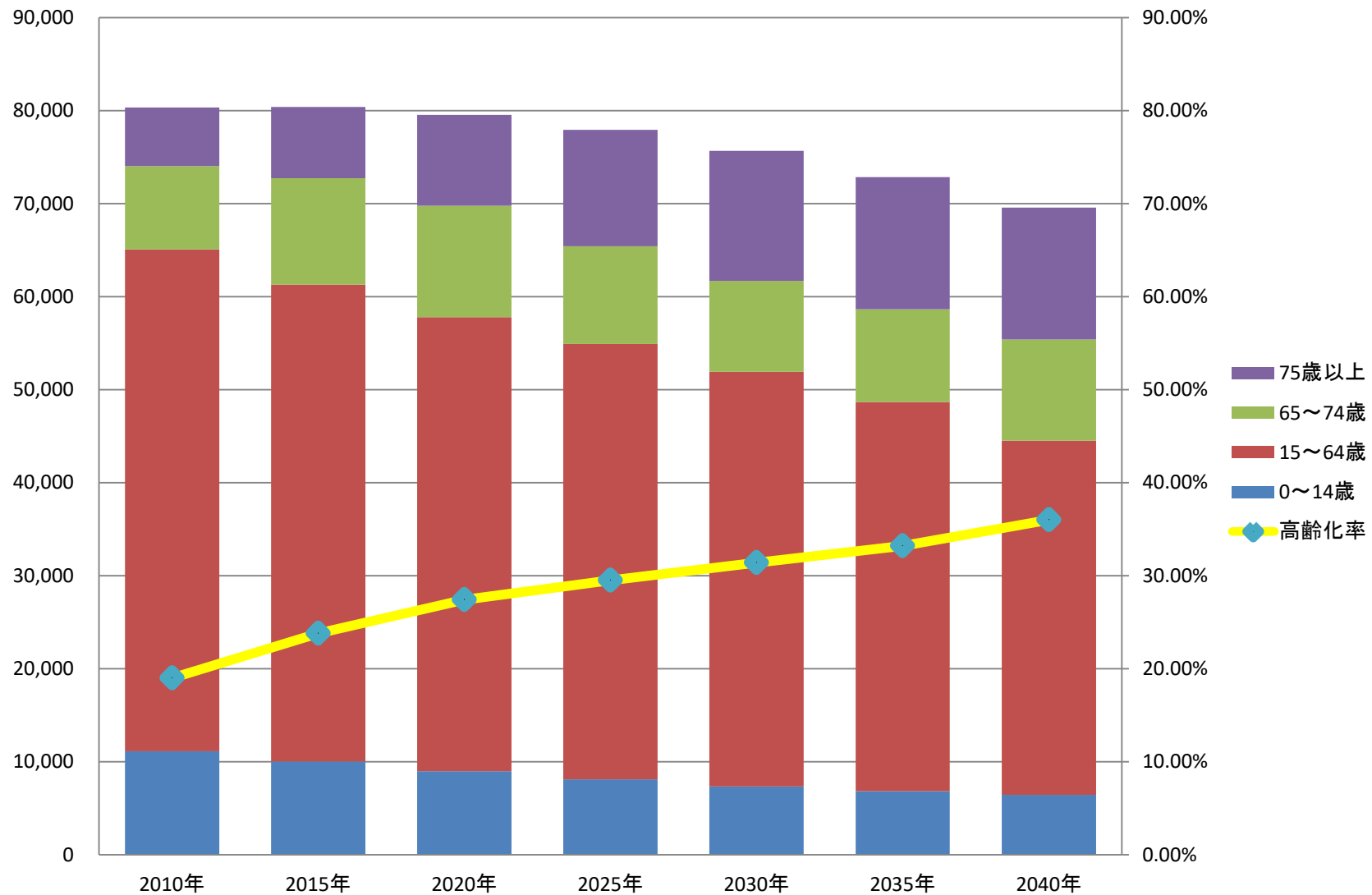
龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業について(案)

平成28年11月21日(Ver. 1)

龍ヶ崎市健康福祉部高齢福祉課

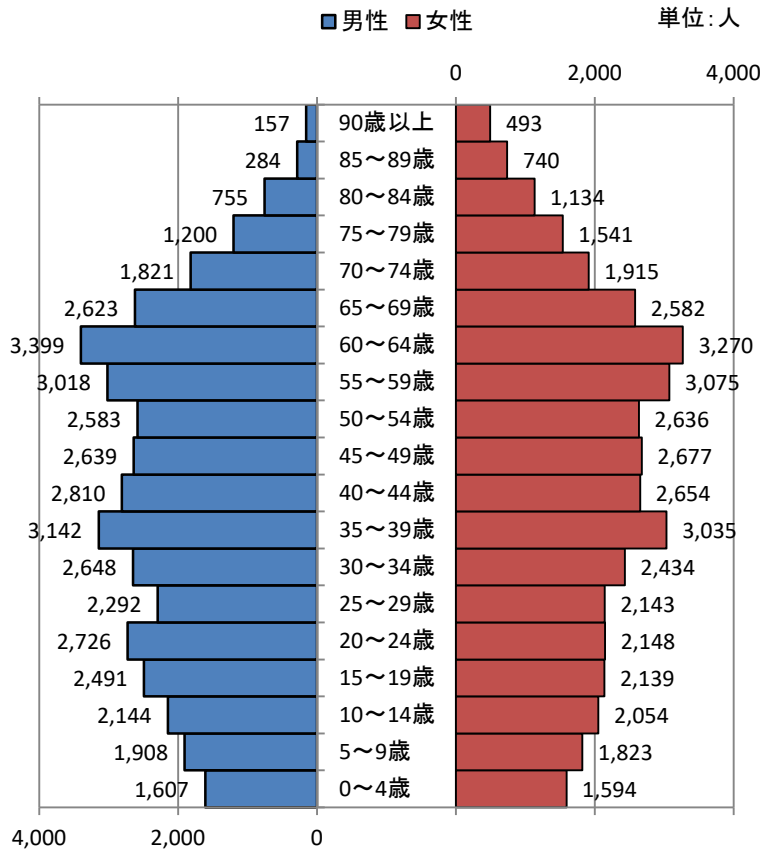
概要(案)

龍ヶ崎市の人口推計

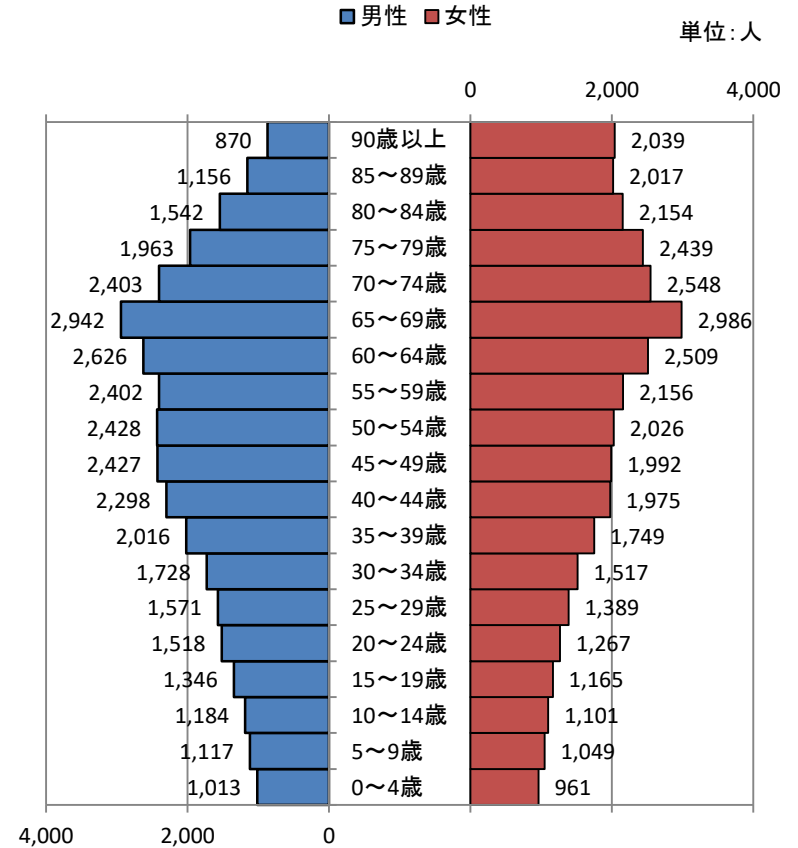


超高齢化する社会 龍ヶ崎市も例外ではありません。

龍ヶ崎市・人口ピラミッド(2010年)

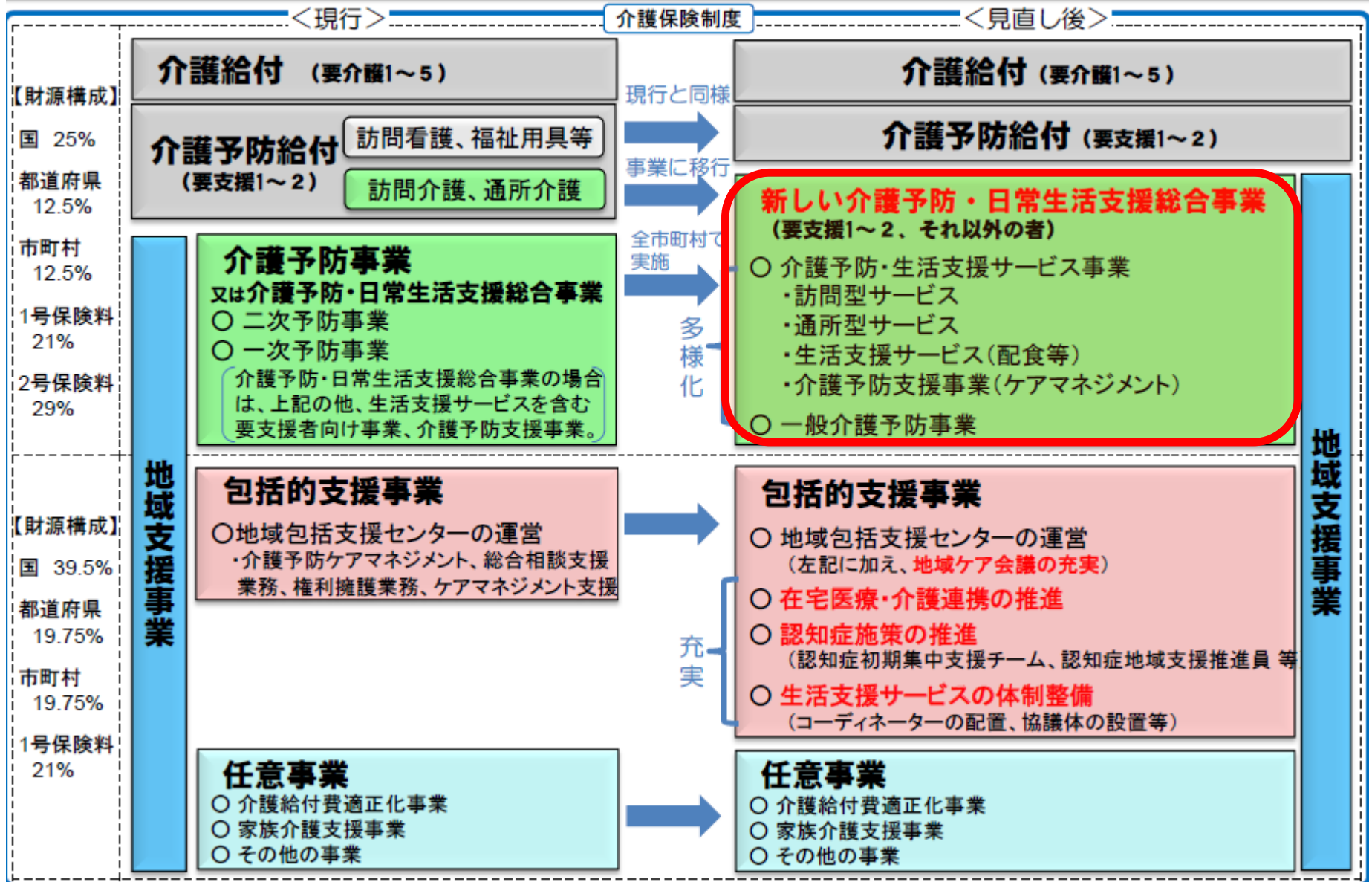


龍ヶ崎市・人口ピラミッド(2040年)



『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計・国立社会保障・人口問題研究所)

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします

【総合事業の構成】

龍ヶ崎市の総合事業（訪問型及び通所型）については、平成29年4月1日以降、以下のサービスで構成されます。

今後、サービスについては要支援者等の増加に合わせて適宜整備する予定です。

〔通所型サービス〕

- ①国基準通所型サービス（第1号通所型サービス（現行相当））
- ②指定事業者による基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）

〔訪問型サービス〕

- ①国基準訪問型サービス（第1号訪問型サービス（現行相当））
- ②指定事業者による基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）

1. 通所型サービスについて(案)

通所型サービス

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

通所サービスにおけるサービス提供基準

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	<u>介護職員等の人員要件及び設備要件等を緩和してサービスを提供</u> ・体操(生活機能向上)・レクリエーション・食事・(入浴)など (事業所, サービス提供時間により異なる。)
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており, 現在のサービスの利用継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース(専門的補助を要する入浴や長時間の利用が必要な者) (例)・認知症の進行等による家族の負担が大きく, 長時間の利用が必要な者・転倒の危険性が高い者・不定愁訴等, 精神の不安定さがあり, 長時間利用が望ましい者 ※状態等を踏まえながら, 多様なサービスの利用を促進	○ADL(日常生活動作), IADL(手段的日常生活動作)はほぼ自立しているが, デイサービスに継続参加することで状態が維持できると思われるケース ○気力低下(うつ等)で閉じこもりがちな生活をしている者が, デイサービスに継続参加することで, 地域行事等への参加, 住民主体によるサービス等の多様なサービスへの利用促進等, 社会参加につなげていけるとと思われるケース。
送迎	自宅からデイサービスの中の送迎を行うことを基本とする。	送迎ありを基本とするが, 事業所によっては, <u>送迎を行わないこともある。</u>
提供時間	1回3時間以上(事業者ごとに異なる)	<u>1回2時間以上</u> (事業者ごとに異なる)

通所サービスにおける人員・設備・運営基準

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
人員	①管理者※常勤・専従1以上 ②生活相談員専従1以上 ③看護職員専従1以上 ④介護職員～15人専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上(生活相談員, 介護職員の1以上は常勤) ⑤機能訓練指導員1以上 ※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	① <u>管理者※専従1以上</u> ②— ③— ④ <u>従事者～15人専従1以上</u> <u>15人～利用者1人につき専従0.1以上</u> ⑤— ※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	① <u>サービスを提供するために必要な場所</u> (3㎡×利用定員以上) ②— ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等(現行の基準と同様)	① <u>必要に応じ</u> 個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③— ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤ <u>従事者又は従事者であった者の</u> 秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等

通所サービスにおける人員・設備・運営基準

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス提供者	指定介護予防事業所(みなし指定又は総合事業の通所サービスを実施するための基準を満たすもの)	指定介護予防事業所(総合事業の通所サービスを実施するための基準を満たすもの)

通所サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> * 事業対象者・要支援1 週1回程度/月 月額 * 事業対象者・要支援2 週2回程度/月 月額 	<ul style="list-style-type: none"> * 事業対象者・要支援1 利用が5回以上/月の場合は月額 利用が4回まで/月の場合は回数額 * 事業対象者・要支援2 利用が9回以上/月の場合は月額 利用が8回まで/月の場合は回数額
サービス単位	別記 ※地域加算は準用 龍ヶ崎市:5級地(10%)10.45円/単位	別記 ※地域加算は準用 龍ヶ崎市:5級地(10%)10.45円/単位
加算	従前の介護予防通所介護と同様の加算体系	<u>※加算条件については現行の条件を準用する</u> ※送迎の片道分の減算は、通所介護送迎減算に準じ、片道47単位の減算とする。
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割

通所サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービスコード	A5:みなし指定事業者 A6:平成27年4月1日以降の 指定事業者	<u>A7</u>
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求
ケアマネジメント	<u>ケアマネジメントA</u>	<u>ケアマネジメントB</u>
限度額管理	○	○
高額介護サービス	○	○
生活保護の 介護扶助適用	○	○

通所サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス単位	<p>事業対象者・要支援1: 1,647単位/月</p> <p>事業対象者・要支援2: 3,377単位/月</p> <p>※現行の介護予防通所介護費と同額</p>	<p>①送迎なし・2時間以上: * 事業対象者・要支援1 1,188単位/月(利用が5回以上/月の場合) 276単位/回(利用が4回まで/月の場合)</p> <p>* 事業対象者・要支援2 2,456単位/月(利用が9回以上/月の場合) 285単位/回(利用が8回まで/月の場合)</p> <p>②送迎あり・2時間以上: * 事業対象者・要支援1 1,564単位/月(利用が5回以上/月の場合) 363単位/回(利用が4回まで/月の場合)</p> <p>* 事業対象者・要支援2 3,208単位/月(利用が9回以上/月の場合) 373単位/回(利用が8回まで/月の場合)</p> <p>※上記の提供時間に送迎の時間は含まない。 ※②は現行の介護予防通所介護費から5%減、 ①は②から予防通所介護同一建物減算1, 2を適用しそれぞれ減算(回数割も同じ考え方で、1往復94単位、376単位/要支援1・月)。</p>
訪問型サービスとの併用について	<p>※要支援1, 要支援2の認定者が、「通所型サービス」「訪問型サービス」又は「介護予防給付」を併用する場合、それぞれの支給限度額を上限とする。</p> <p>※事業対象者が、「通所型サービス」「訪問型サービス」を併用する場合、要支援1の支給限度額を上限とする。</p>	